INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.4 2003年01月14日

中国特許法施行細則の部分改正について

2002年04月01日に特許協力条約に基づく国際出願の国内段階に移行する期限が改定されたことに伴い、2003年01月07日に中国特許法施行細則の一部改正(国際出願の中国国内段階移行に係る規定－施行細則第101条と第108条)が公布され、2003年02月01日から施行される。改正点は次のとおり。

記

□ 改正の要点:

1. 優先日から19カ月以内に国際予備審査の請求がなかった場合は、国内段階移行の期限が優先日から20カ月であったが、今回の施行細則法改正により、優先日から30カ月に改定された。

2. 優先日から19カ月以内に国際予備審査の請求がなかった場合は、国内段階移行の期限について延長手数料の納付により、優先日から22カ月にしか延長できなかったが、今回の施行細則改正により、優先日から32カ月に延長できるようになった。

□ 適用対象:

国内段階移行の期限(優先日から起算し20カ月目に該当する日)が2003年02月01日以降である国際出願について適用される。

以上